

# 平成27年度白井市入札等監視委員会（第2回）

## 会議録

1. 日 時 平成28年1月29日（金） 午後1時45分から
2. 場 所 市役所3階特別会議室
3. 出席者 横溝委員長、宗藤委員、菊池委員  
湯浅管財契約課長、豊田副主幹、會  
村越主査、高山主査、山寄主査補  
岡田庁舎建設準備室長、落合主査補
4. 傍聴者 なし（会議非公開のため）
5. 次 第
  - 1 開会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 議題
    - （1）事業説明が必要な項目の審査
    - （2）平成27年度上半期分の一般競争入札契約の審査
    - （3）平成27年度上半期分の指名競争入札契約の審査
    - （4）平成27年度上半期分の随意契約の審査
    - （5）その他

## 開会

### 委員長挨拶

#### 議題1 事業説明が必要な項目の審査

《委員長》

それでは議事に移らせていただきます。議事に入る前にお願いでございます。項目ごとに事務局から説明があります。質疑は、説明後にお願いします。

もう一点、時間が限られておりますので、発言する際は簡潔にお願いします。それでは、議事に入らせていただきます。

議題1 平事業説明が必要な項目について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

会議に先立ち各委員に会議日程調整、案件抽出にご協力いただきありがとうございました。審議に入る前に資料の差し替えをお願いします。資料の差し替えにつきましては、23、24ページと29、30ページの2枚分です。いずれも、随意契約のプロポーザルの案件ですが、「4. 手続きの経過」の項目部分を訂正しておりますので差し替えをお願いします。

本日は一般競争入札 5件、指名競争入札 3件、随意契約 4件の審査を行っていただきますが、審議事案説明書の7ページ「一般競争入札No.81 白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定基礎調査委託」、23ページ「随意契約No.182 公共施設等総合管理計画策定業務委託及び固定資産台帳整備業務委託」、25ページ「随意契約No.191 庁舎整備実施設計業務委託」、29ページ、「随意契約No.192 庁舎整備実施設計技術支援業務委託」、この4案件については、審議の参考にしていただくため、先に担当課より事業全体の説明をさせていただき、その後、入札等の手続きについて説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、審議事案説明書の7ページをお開きください。

「一般競争入札No.81 白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定基礎調査委託」について本日配布しました「事業説明資料 No.1」をご覧ください。

始めに、企画政策課 村越より事業の内容についてご説明いたします。

《企画政策課》

まず初めに、白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略について簡単に説明させていただきます。背景としまして、平成26年の12月に国の施策として

示されたものです。内容としましては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に国において、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。

同法では、まちの創生・ひとの創生・しごとの創生を一体的に推進するために、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について定められるとともに、都道府県及び市町村に同戦略策定の努力義務が課されました。

本市においても、少子高齢化と進展、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などが課題となっていることから、市の総合戦略を策定することとしました。

策定にあたり、白井市では、平成28年度からスタートする第5次総合計画の際、平成28年度に住民意識調査を実施したことから、その結果を総合戦略に活用することとしました。

しかしながら、総合戦略の中心をなす、しごとの創生については、住民意識調査では把握できないため、農業・商業・工業に特化した調査を実施する必要があったため、今回の調査委託を実施したものです。調査の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、工業の分野につきましては、白井市にある工業団地内の企業を熟知し、調査対象者と高い信頼性を構築している、工業団地協議会が実施することで、高い回収率が期待できるため、同協議会に委託しております。

#### 《事務局》

続きまして、入札契約について説明いたします。審議事案説明書の7ページをご覧ください。資料を事前に配布させていただいておりますので、概要の説明とさせていただきます。

一般競争入札については、地域要件や受注実績などの参加資格要件を設定しており、全て制限付き一般競争入札で実施しています。

本業務委託の執行理由は、「白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けて、農業者、市内在住者（消費者）及び商業者を対象としたアンケート調査を実施するもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「調査・計画」、中分類「世論・住民意識調査」に登録がある者。東京都又は千葉県に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。過去5カ年度（平成22年度～26年度）に国又は地方公共団体等が発注したア

ンケート調査の受注実績がある者です。

入札参加資格要件に該当する91者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが13者で、入札参加者数も13者でした。

8ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格570万円に対し、落札価格450万円で、落札率が78.9%、契約の相手方は昭和(株)千葉支社です。

9ページをご覧ください。事前にいただきました質問について回答させていただきます。1点目は「業務内容について」のご質問をいただきました。まち・ひと・しごと創生法に基づき、「白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策の立案に役立てることを目的に市内の農業者、市内在住者(消費者)及び商業者にアンケート調査を実施するものです。業務内容及びアンケート対象者数は記載のとおりです。

続きまして、2点目の質問は、「入札参加者が色々なジャンルの会社となっているが、参加要件の内容は」というご質問です。先ほどの説明と重複いたしますが、参加資格要件は・白井市入札参加適格者名簿の大分類「調査・計画」、中分類「世論・住民意識調査」に登録がある者。東京都又は千葉県に本店(社)、支店(社)又は営業所(出張所)を有する者。過去5カ年度(平成22年度～26年度)に国又は地方公共団体等が発注したアンケート調査の受注実績がある者です。

3点目の質問、「プロポーザル方式での選定することは考えなかったのでしょうか」といことにつきましては、本案件は、アンケート調査の実施及び調査結果報告書の作成が主な業務内容であり、特に技術提案等を求める内容ではないことから一般競争入札としました。

4点目の質問「件名が「基礎調査」となっているが、今後の継続的な業務の有無について」のご質問です。

本案件はアンケート調査結果を受け、「白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月に策定しており、今後の継続的な業務はありません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

《委員長》

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございますか。

《委員》

総合戦略の結果として、白井市の目玉となるようなものはありますか。

《企画政策課》

住民意識調査の結果として、白井市の主要な産業に「梨」がありますけれども、その梨を中心とした農業を積極的に推進した方が良いのではないかという声が上がっていました。今回行った農業者及び消費者に対してのアンケートでも同じような結果となっております。それらを踏まえて今回、総合戦略の中で産業として農業を推進していくこととしています。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

それでは、続いて説明をお願いします。

《事務局》

続きまして「事業説明資料 No.2」をご覧ください。

審議事案説明書23ページ「随意契約No.182 公共施設等総合管理計画策定業務委託及び固定資産台帳整備業務委託」について、行政経営改革課高山、財政課山崎よりご説明いたします。

《行政経営改革課・財政課》

初めに、公共施設等総合管理計画策定業務委託について説明させていただきます。

国において、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示され、平成26年4月22日（総務大臣通知）に「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が通知され、公共施設等総合管理計画の策定を要請されました。

それに伴い、市ではインフラを含む全ての公共施設等を対象に計画を策定し、財政負担を軽減・平準化するとともに、現有する公共施設等の最適な配置を実現することとしました。

計画には、公共施設等の現況及び将来の見通し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針などを定めることとしています。

次に、固定資産台帳整備業務委託について説明させていただきます。

平成27年1月23日付け総務大臣通知により、それまでの新地方公会計制度における財務諸表の作成から、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、統一的な基準に基づいた財務諸表を平成29年度末までに作成、公表することを要請されました。

それに伴い、市では新地方公会計制度への対応を円滑化するため、固定資産台帳を整備することとしました。

固定資産台帳の対象となる資産は、貸借対照表の資産の部に計上される全ての資産としています。この中には、土地、建物、工作物、物品等の有形固定資産だけでなく、リース資産や商標権などの無形固定資産も含まれ、固定資産台帳の記載内容は、財産の数量、所在地、増減情報のほか、財務情報としています。

続きまして、入札契約について説明いたします。

本業務委託の執行理由は、「公共施設等総合管理計画の策定及び固定資産台帳の整備を実施するため、豊富な経験と高い専門知識を備えた専門業者に当該業務を委託するものです。なお、固定資産台帳のデータを公共施設等総合管理計画に活用できることから、経費と作業の重複を避けるため、一括契約とするもの」です。

契約の方法については、「豊富な経験と高い専門知識、最新情報を取り入れた提案が期待できることから、プロポーザル方式により業者を選定する。」ため、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約・公募型プロポーザルとしました。

手続きの経過につきましては、募集開始は、平成27年6月17日、参加表明書提出期限は、7月1日正午まで、企画提案書提出期限は、7月17日正午まで、書類審査結果の通知は、7月21日付け発送、プレゼンテーションは、8月3日実施しました。審査結果通知は、8月6日、契約日8月27日です。

業務委託上限額は税抜き1,974万円に対し、契約金額は1,381万8,000円、落札率は70%、契約の相手方は、アジア航測株式会社千葉支店です。

24ページをご覧ください。公募型プロポーザルの業者選定については、参加表明者が3者、プレゼンテーションを行った者も3者でした。

評価については、総務部長、会計管理者、公有財産を管理する課として管財契約課主幹、都市計画課長、道路課長、上下水道課長、教育総務課長、生涯学習課長の合計8名で行いました。

審査点の下限は、2,240点中1,344点で全体点の6割としました。

審査結果は、書類審査点とプレゼンテーション点の合計1587.5点でアジア航測（株）千葉支店が選定されました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

《委員長》

ご意見、ご質問等ございますか。

《委員》

審査結果ということで内訳が出ていますが、書類審査、プレゼンテーションそれぞれ何点満点だったのですか。

《行政経営改革課》

書類審査ということで、事務局が行いました。会社概要、見積額による評価が640点、委員会によるプレゼンテーション評価が1,600点、合計2,240点となっております。

《委員》

わかりました。もう1点ですが、No.2と書かれた説明資料の中で、固定資産台帳整備委託とありまして、概要の中で、貸借対照表の「資産」の部に計上されるという記載となっておりますが、これは「固定資産」の部ということですか。

《財政課》

はい。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

従来は、固定資産台帳というものは無かったのですか。

《財政課》

これまで総務省が示していた公会計制度では、固定資産台帳を整備してなくても大丈夫なものでしたので、市としては固定資産台帳を整備せず財務

処理をしておりました。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

それでは、続いて説明をお願いします。

《事務局》

続きまして審議事案説明書25ページ「随意契約No.191 庁舎整備実施設計業務委託」と29ページ「随意契約No.192 庁舎整備実施設計技術支援業務委託」については、庁舎建設に関連する案件になりますので、2案件続けて行います。

「事業説明資料 No.3」をご覧ください。

事業の説明は管財契約課庁舎整備準備室長岡田と落合よりご説明いたします。

《庁舎建設準備室》

現庁舎については、旧耐震基準により昭和56年8月に建築されたもので、耐震性の不足や設備等の老朽化のほか、現行法令に適合していないなどの課題があるため、庁舎整備に向けた検討を進めているものです。

庁舎整備事業の検討にあたっては、平成25年4月に市議会議員、学識経験者、各種団体の代表者及び公募市民から構成される「白井市庁舎建設等検討委員会」を設置し検討をしており、平成25年度に庁舎整備基本計画、平成26年度に基本設計を策定し、今年度については、実施設計に取り組んでいます。

近年、大型建設事業における技術者、作業員などの不足や労務費、資材価格の高騰により、建設工事の入札不調が全国的に増えております。当市の庁舎整備事業についても同様で、基本計画での建設費は31億2,300万円でしたが、基本設計案（減額前）では46億5,900万円（約49%増）となったことから、コスト縮減を図り、最終的な基本設計では40億9,200万円（約31%増）としておりますが、建設諸物価の高騰が続いている

ことや消費税の増税が見込まれていることなどから、できるだけコストを削減するとともに早期に庁舎整備を進めていく必要があります。

このようなことから、実施設計については、平成26年度に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により新たな入札契約方式として位置づけされているECI方式（施工予定者技術協議方式）を導入することとしました。

ECI方式については、アーリー・コントラクター・インボルブメントと言い、設計段階から施工者が参画し、設計者との協働により、施工者が持つ優れた技術、経験、特許、VEなどの技術提案を設計に取り入れることにより、確実な工事施工に結びつけていくことを目的としている契約方式です。

このことから、実施設計に係る委託業務として、No.191（庁舎整備実施設計業務委託）及びNo.192（庁舎整備実施設計技術支援業務委託）の事業を実施しているものです。

#### 《事務局》

続きまして、入札契約について説明いたします。

本業務委託の執行理由は、「現庁舎の耐震性の不足、設備機器等の老朽化、現行法令での既存不適格等多数の問題点があるため、平成25年度に基本計画を策定し、平成26年度に基本設計を行っております。平成27年度については、工事を実施するための詳細な設計、建物を建築するために必要な関係機関等への許認可等の提出、工事発注のための積算等を行うため実施設計業務を建築コンサルタントに委託するもの」です。

26ページをご覧ください。契約の方法及び業者選定については次の理由によるものです。

1つ目に、基本計画・基本設計の事業者選定においては、特殊な工法である減築改修工事の採用検討を行うことから、多くの事業者から提案を求められる公募型プロポーザル方式にて選定を行い、減築改修工事の設計における完了実績を高く評価し、選定しているため。

2つ目に、今回の事業は、ただ単に新築や改修する工事を設計するものではなく、新築棟と減築改修棟の2棟をつなげ、さらに保健福祉センターとをつなげることにより、3棟を連立させる複雑な設計内容となり、今までの計画過程を把握できている者でなくては業務を行うことが不可能であること。

また、改修棟については庁舎の上層部（8～5階）を減築する特殊な工法を採用することから、高度な技術、実績、知識を有する者でなくては設計が不可能なため。

3つ目に、平成24年度に現庁舎の減築の可能性を構造的観点から検討しており、詳細なデータを保有し、現庁舎の現状を最も熟知していること。

また、構造以外の建築意匠及び電気設備、機械設備等についても現地調査を行い、現庁舎の詳細な仕様、構造及び現庁舎の問題点等に精通していること。

4つ目に、基本設計で新築棟の構造仕様を決定する際に通常低層建築物では行わない高度な構造計算方法である時刻歴応答解析を自主的に行い、地震時における建物の揺れへの影響等を検討しており、今後の実施設計につながる詳細な構造検討がなされているため。

5つ目に、検討委員会に出席し、市民等からの多くの意見や提案を取りまとめ、決められた期間内に回答を行い計画に反映させてきた取組姿勢が大変良好であり、臨機の要求であっても対応がとれていたため。

6つ目に、建築基準法第48条許可申請において、関係機関との事前協議を進めており、来年度の本申請へ向けスムーズに着手できること。

7つ目に、基本計画、基本設計と当該事業者が策定してきたが、市民、職員等からの要望や提案を取り入れた設計を行っており、基本設計までの設計思想を引き続き実施設計に反映させる必要性が大きいため。

以上の理由により、「庁舎整備については、多くの課題等が山積しており、早期の整備が求められていることから、今までの経緯等に精通し、実施設計へスムーズに着手できるため（株）INA新建築研究所を選定する」ため、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

27ページをご覧ください

金額につきましては、税抜き設計金額1億4,663万円に対し、契約金額1億3,195万円で、落札率が89.99%です。

29ページをご覧ください。随意契約No.192 庁舎整備実施設計技術支援業務委託についてご説明します。

本業務委託の執行理由は、「庁舎整備における実施設計については、一般的な耐震改修工法とは異なる特殊な工法であること。また、工事の施工順序においては、新築棟を完成させ、その後、減築改修棟の工事を行うローリング計画を策定することから、工事中の施工計画、仮設計画等により、工期短縮が可能なことや来庁者、職員等への安全性の確保に大きく影響すること、減築工法の実績が極めて少ないことなどから、市、実施設計者と協働し、施工者の立場から高度な技術提案及び技術支援を行い確実な工事施工に結び付けていくことを目的に実施設計技術支援者（施工予定者）を選定するもの」

です。

契約の方法については、「本事業については、新築棟、減築改修棟、保健福祉センターの3棟連立となる庁舎の整備を行うもので、相当な困難が想定される工事の内容となるため、高度な技術力、高い提案力、着実な工程管理能力、類似の工事实績等を兼ね備えた事業者の選定が必要となる」ため、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約・公募型プロポーザルとしました。

手続きの経過につきましては、募集開始は、平成27年4月6日、参加表明書提出期限は、4月30日、参加資格審査結果通知は、5月1日付け発送、技術等提案書提出期限は、6月12日、プレゼンテーションは、6月19日に実施しました。審査結果通知は、6月25日、契約日は、7月6日です。

業務委託上限額は税抜きで470万円に対し、契約金額は460万円、落札率は97.87%、契約の相手方は、大成建設（株）千葉支店です。

公募型プロポーザルによる業者選定については、参加表明者3者、プレゼンテーションを行った者は1者で、辞退した者が2者でした。辞退の理由は、「社内での対応体制の構築が困難なため」、そして、「社内組織、施工体制を整えることが難しいため」でした。

評価については、庁舎の建設及び改修に関する基本計画、基本設計などについて調査審議するために設置した白井市庁舎建設等検討委員会の学識委員で日本大学生産工学部教授2名と副市長、総務部長、建築指導課長の合計5名で行いました。

審査点の下限は、100点満点中60点で全体点の6割としました。

審査結果は、企業の技術力及び姿勢点、提案項目点、価格項目点の合計69.99点で大成建設（株）千葉支店が選定されました。

31ページをご覧ください。4点のご質問をいただいております。

1点目のご質問の「業務委託の内容について」ですが、先ほど担当課からご説明したとおり、庁舎整備についてはE C I方式により行っており、業務の内容は、（1）設計全般に対する技術検証、（2）技術提案及びV E提案（3）総合施工計画の検討、提案及び作成、（4）ローリング計画の策定及びローリング計画に付随する仮設計画の作成、（5）工事工程の検討及び提案、工程表の作成、（6）コスト管理支援、（7）技術提案したものの図面及び資料等の作成、（8）三者協議会（実施設計事業者、施工予定者、白井市）への出席、（9）既存施設等の現地調査 などとなっております。

32ページをご覧ください。

2点目の「No.191庁舎整備実施設計業務委託」の実実施設計業務委託との関係はどうなっているのか」というご質問ですが、先ほど、担当課からの説明と重複しますが、発注者である白井市、施工予定者である大成建設(株)千葉支店及び設計事業者である(株)INA新建築研究所の三者により、「白井市庁舎整備事業基本協定書」及び「白井市庁舎整備事業実施協定書」を締結しており、実施設計を完成させるまでのそれぞれの役割や責任を定めています。なお、実施設計の設計責任は設計事業者が負うこととしています。

「基本協定書」及び「実施協定書」を本日資料として添付させていただいており、また、市のホームページにも掲載しておりますのでご参照ください。

続いて3点目の「庁舎本体の建築物工事の発注を考慮すると、現時点で今回の契約先のような建設会社が受託することは、不要な誤解を招きやすいと思うが、プロポーザルの要件はどのようになっているのか」というご質問ですが、①の質疑でお答えしたとおり、当市においてはE C I方式を採用していることから建設会社が施工予定者として受託しています。

なお、プロポーザルの要件については、募集要項（抜粋）を記載させていただいているとおりとなっています。

33ページをご覧ください。

最後4点目の「プロポーザルについての基本ルールの策定について」ですが、前回会議にてプロポーザルの基本ルールを策定し、会議にて報告することとしてなっておりました。進捗状況は、「白井市プロポーザル実施に関するガイドライン（案）」を策定したところであり、2月に開催する白井市入札契約制度検討委員会に諮り、4月から施行できるよう進めているところです。

以上で、説明を終わります。審議のほど、よろしく申し上げます。

《委員長》

ご意見、ご質問等ございますか。

《委員》

今回の庁舎整備に係る案件、非常に解かりやすく資料をまとめ、説明していただき、よく理解できました。平成25年度から検討が始まった説明があり、27年度に実施設計までたどり着いたということで、大変なご苦労があったであろうと推察されます。そういった前提で、2、3質問させていただきます。

今回このE C I方式の導入を検討し始めた時期というのは、いつになりますか。

もう1点は、E C I方式の想定されるデメリットや心配な点はありますか。最後3点目として、E C I方式を取り入れている他の事例はありますか。

#### 《庁舎建設準備室》

1点目の導入時期ですけれども、平成26年の12月から検討をし始めまして、その頃は基本設計の時期が差し迫ってきているところでした。出てきた金額がかなり厳しい状況になっておりました。そういったことを受け、何か良い方法は無いかというようなことで検討を始めました。

もう1点のE C I方式のデメリットですけれども、現在実施設計を進めているところで、最終的に施工予定者である大成建設から工事請負金額の見積書が提出されるわけですが、その金額が市の予定価格の範囲内に収まるのかという心配があります。

最後の実績についてですが、E C I方式導入にあたって、愛知県の新城市が庁舎整備にE C Iを取り入れているということでしたので、視察に行ったりですとか、同じ愛知県常滑市の市民病院が行っているということでした。

#### 《委員》

もう1点よろしいですか。市の予定価格ということがありましたが、これは、内部的な数字ですか。それとも公表されているのですか。

#### 《庁舎建設準備室》

予定価格については、内部的な数字となっております。今日お配りしている資料の中の協定書に、契約目標金額という項目がございます。こちらは非公表ということにしておりますけれども、市が施工予定者及び設計者に通知をするということになっておりまして、この契約目標金額に関しましては、基本設計の金額よりも下がっているものを通知しているところです。

#### 《委員》

ありがとうございます。

#### 《委員》

契約方法及び業者選定のところに、「庁舎整備については、多くの課題等が山積しており、早期の整備が求められていることから、今までの経緯等に

精通し」とありますが、「今までの経緯等に精通し」とは具体的にどのようなことなのですか。

《庁舎建設準備室》

この精通というところですが、基本設計を行う前の段階で、平成24年度に減築に関する構造検討を行っておりまして、その構造検討もI N Aが行っているという点が1点と、構造検討の他に建築の意匠部分や現在の法律に合っていない部分のチェックを行っていることや、老朽化している設備等のチェックも行っているという部分で精通しているとさせていただいております。

《委員長》

わかりました。他にございますか。

《委員》

ありません。

## 議題2 平成27年度上半期分の一般競争入札契約の審査について

《委員長》

それでは次に、議題2平成27年度上半期一般競争入札契約について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

それでは、審議事案説明書に基づき平成27年度上半期分の一般競争入札契約について説明をさせていただきます。

資料の1ページから13ページとなります。

一般競争入札No.1 水路改修工事(H27-1)についてご説明いたします。

本工事の業種は土木一式工事で、執行理由は、「市道00-005号線等の排水流末となる神崎川支流水路の水路改修を執行するもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者、白井市入札参加適格者名簿における格付等級がA・B・Cランク、地域要件は、白井市内に本店(社)、支店(社)又は営業所(出張所)を有する者、過去10カ年度(平成17年度～26年

度)に国又は地方公共団体等が発注した契約金額500万円以上の水路改修工事又は道路改良工事を元請けとして施工した実績がある者、なお、JVによる実績の場合は、出資比率が30%以上のものに限るものとする、当該工事に土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する技術者を専任で配置できる者、なお、本件公告日現在で3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る、法人市民税に滞納がない者です。

技術者の専任配置は、全ての工事案件で設定しているもので、また、「法人市民税に未納がない者」という要件は、地域要件を市内・準市内で設定した場合は、全て要件として設定しているものです。

入札参加資格要件に該当する13者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが1者で、入札参加者数も1者でした。

2ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格4,953万円に対し、落札価格4,800万円で落札率が96.9%、契約の相手方は(株)宮下興業です。

続きまして3ページをご覧ください。

No.4 池の上学童保育所建て替え工事についてご説明いたします。

本工事の業種は「建築一式工事」で、執行理由は「当初建築から20年以上経過し、老朽化が進んでいるため、学校敷地内の別棟で建て替えを実施するものです。また、施設基準に適合するよう児童数の増加に見合った施設規模で建て替えを行うもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「建築一式工事」に登録がある者、格付用件及び地域要件については、市内・準市内業者については、格付要件が「A」「B」「C」で、白井市内に本店(社)又は支店(営業所)を有する者、県内業者については、格付要件「A」「B」で、千葉県内に本店(社)又は支店(営業所)を有する者としています。

その他、実績要件、技術者の専任配置については、記載のとおりです。

入札参加資格要件に該当する50者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが4者で、入札参加者数は3者で、辞退者が1者でした。

辞退の理由は「技術者又は作業員の確保が困難なため」でした。

4ページをご覧ください。

金額につきましては、税抜きで予定価格4,277万円に対し、落札価格3,940万円で、落札率が92.1%、契約の相手方は(株)内藤ハウス千葉営業所です。

本案件には1点ご質問をいただいております。「No.2の案件が入札中止となり、同じ設計金額で後日入札となった理由」についてですが、No.2の案件は、国県からの「子ども・子育て支援整備交付金」を活用し、契約日が平成27年6月1日、着工日が平成27年6月2日の予定で入札手続きを開始しました。

しかし、入札公告後に当該交付金の内示が着工後であることが判明し、千葉県に確認したところ、内示前着工では交付金の対象とならないとの回答があったため、案件No.2の入札を中止し、再度、本案件で入札を行ったものです。公告から中止までの経過については、記載のとおりです。

5ページをご覧ください。

一般競争入札No.5 道路維持（穴埋）工事（H27）についてご説明いたします。

本工事の業種は「ほ装工事」で、執行理由は、「道路舗装に生じたポットホール等の補修をするもので、道路の機能維持及び安全性確保を図る観点から、随時、迅速な対応ができるよう通年単価契約で実施するもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「ほ装工事」に登録がある者、格付要件が「A」「B」「C」「D」である者、白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。

その他、実績要件、技術者の専任配置などについては、記載のとおりです。

入札参加資格要件に該当する19者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが2者で、入札参加者数も2者でした。

6ページをご覧ください。

金額につきましては、税抜きで予定価格1,501万円に対し、落札価格1,499万5,750円で、単価契約であることから契約金額は予定総額となります。落札率が99.9%、契約の相手方は福田道路（株）千葉営業所です。

案件は予定価格1,501万円に対し、2回の入札を行いましたが、予定価格の範囲以内の入札がなかったことから、見積依頼した結果、予定価格の範囲以内の金額が提示されたことから地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により不落隋契となりました。

ご質問のあった、「2回目の入札金額が2者同額であるが、福田道路（株）と不落隋契を締結した理由」については、2回目の入札金額が2者同額であったことから、2者に見積依頼したところ、1者が辞退したため福田道路（株）と不落隋契となったものです。

続きまして、11ページをご覧ください。

No.87 【長期】庁舎総合管理委託（H27～H30）についてご説明しま

す。

本案件の業種は「業務委託」で、執行理由は、「市役所庁舎及び保健福祉センターの設備等監視業務、清掃業務の日常業務及び定期業務並びに電話交換業務及び受付業務を委託するものです。なお、履行準備期間と3年間の履行を含む長期継続契約とするもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿で次の全てに登録がある者、大分類「建物管理・清掃」中分類「一般清掃」「室内環境測定」「室内害虫駆除」「貯水槽清掃」「貯水槽点検」「建物施設管理業務」大分類「警備・受付・施設運営」中分類「受付・案内」、千葉県内に本店(社)、支店(社)又は営業所(出張所)を有する者。

その他、実績要件、技術者の専任配置などについては、記載のとおりです。

入札参加資格要件に該当する74者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが10者で、その内、3者については、申請書を確認した結果、登録業種や実績要件の資格要件を満たしていなかったことから失格となり、入札参加者数は7者となりました。

12ページをご覧ください。

金額につきましては、税抜きで予定価格1億1,923万4,000円に対し、落札価格9,053万7,840円で、落札率が75.9%、契約の相手方は常陽メンテナンス(株)千葉支店です。

13ページをご覧ください

この案件については3点のご質問をいただいております。始めに「契約金額が高額である理由」ですが、本委託は3年間の長期継続契約であり、また、委託場所が本庁舎と保健福祉センターとなり作業範囲が広いこと及び委託項目が多いため高額となるものです。

作業面積は、本庁舎、保健福祉センターで合計14,431㎡であり、委託内容は設備等運転監視及び点検業務、清掃業務(日常・定期)、建物環境衛生管理業務、電話交換業務、受付業務などとなっています。

2点目のご質問の「落札率が低い理由」ですが、一般競争入札を行ったところ7者からの応札があり、落札率が低くなったものと捉えています。

なお、業務内容に問題なく、適正に履行されている状況となっています。

3点目は、「No.87の案件が入札中止となり、同じ設計金額で後日入札となった理由」についてのご質問をいただきました。「案件No.87の公告内容に不備があったため入札を中止し、再度、入札を行ったものです。」

公告不備の内容としては、入札参加資格参加要件で一定以上の履行能力を確保する目的で「一般財団法人千葉ビルメンテナンス協会に登録している者」という要件を設定していましたが、一般財団法人は任意の団体であることから、一般競争入札に必要な以上の制限をかけてしまうことが予想され、入札を中止したものです。

以上で一般競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

《委員長》

ご意見、ご質問等ございますか。

《委員》

最後に説明いただいた、No.87ですが、落札率が低い理由ということを質問で挙げさせていただきましたが、7者から応札があり、落札率が低いものと思われるといった回答でしたが、入札した者は何者から入札があったかわからないのですか。

《事務局》

わかりません。

《委員》

だとすると、どうして7者から応札があったことが、落札率が下がった理由に結びつかないのでは。

《事務局》

落札率が低くなった理由はこれだ、という明確な理由は確認できませんが、比較的多くの入札者がいた結果として、低い入札金額があったものというニュアンスです。

《委員》

わかりました。

《委員》

同じくNo.87の案件で、質問させていただいた内容ですが、「No.87が中止となった」ではなくて「No.86」ですので訂正をお願いします。

それから、No.86は、資料を見ますと7月1日に公告されていまして、その後、No.87は7月8日に公告されているということで、1週間後に再公告されているということですが、公告内容の不備でこの位の間隔で問題なかったのでしょうか。

《事務局》

資格要件の設定に一部不備があったということで、直ちに中止し、再度資格要件を設定し直して、入札契約審査会で承認を得て再度公告いたしました。

《委員》

わかりました。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

ありません。

### 議題3 平成27年度上半期分の指名競争入札契約の審査について

《委員長》

それでは続いて、議題3平成27年度上半期指名競争入札契約について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

続きまして議題3 平成27年度上半期指名競争入札契約について説明いたします。

資料は15ページから20ページになります。15ページをご覧ください。

No.26 仕切弁交換工事（H27）についてご説明いたします。

本工事は、No.25の入札が不調となったため、指名業者を入れ替え、再度、入札を行ったものです。

本工事は業種は「管工事」、執行理由は「西白井1丁目の配水管に仕切弁の弁体ゴムの劣化はく離が原因であるきょう雑物が混入しているため、その対策として平成25年度から計画的に実施している仕切弁の交換工事を行うもの」です。

業者選定については、格付要件がA、B、Cランク、指名業者数は5者、指名理由については、「白井市入札参加適格者名簿の大分類「管工事」に登録がある者のうち、過去3カ年に地方公共団体等の発注した当該工事と同様の配水管工事を元請けとして施工した実績のある市内業者及び県内業者を推薦の基本」としております。

指名業者5者のうち入札参加者数が3者、辞退者が2者です。辞退理由は、いずれも「当該工事に対応する技術者又は作業員の確保が困難でした。

16ページをご覧ください。

金額につきましては、税抜きで予定価格291万円に対し、落札価格290万円で、落札率が99.7%、契約の相手方は大月工業（株）です。

17ページをご覧ください。

続きまして、No.45配水場等実施設計委託についてご説明いたします。

本委託の業種は「土木関係建設コンサルタント業務」、執行理由は「配水場建設に必要な実施設計（開発申請、確認申請を含む）及び配水場から既給水区域への配水管の実施計画を行い、工事の発注に必要な図書を作成するためのもの」です。

指名理由は、「白井市入札参加適格者名簿の大分類「土木関係建設コンサルタント業務」、中分類「上水道及び工業用水道」に登録がある者で、配水場又は配水管の設計実績のある者を基本に推薦した。」ものです。

指名業者は10者で、入札参加者数が10者でした。

18ページをご覧ください。

額につきましては、税抜きで予定価格4,590万円に対し、落札価格3,750万円で、落札率が81.7%、契約の相手方は日本水工設計(株)千葉事務所です。

本案件についてのご質問の「No.44と本案件の契約業者が同一であることについて」ですが、これにつきましては、入札の結果であり特に関連はありません。

19ページをご覧ください。

続きまして、No.109【長期】廃棄物処理委託についてご説明いたします。

本業務の業種は「委託業務」で執行理由は「学校給食調理で排出される生ゴミ及びその他のゴミ（可燃物・不燃物）について、適正処理するために収集運搬業務を委託するもの」です。

指名理由は、「白井市入札参加適格者名簿の大分類「廃棄物処理」中分類「一般廃棄物収集運搬（収集・運搬）」に登録がある者のうち、白井市一般廃棄物処理業（収集運搬）許可を受けており、かつ、過去5カ年度（平成2

2年度～26年度)に廃棄物処理の受注実績がある者を選定した。」ものです。

指名業者5者のうち入札参加者数が3者、辞退者が2者です。辞退理由は、いずれも「当該業務に対応する作業員の確保が困難なため」でした。

本入札は、1回目及び2回目の入札で予定価格の範囲以内の入札がなかったことから、見積依頼した結果、予定価格の範囲以内の金額が提示されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により不落隋契となりました。

20ページをご覧ください。

金額につきましては、税抜きで予定価格1,037万円に対し、落札価格1,031万6,448円で、単価契約であることから契約金額は予定総額となります。落札率が99.5%、契約の相手方は(有)白井清掃です。なお、本契約は3カ年の長期継続契約となります。

本案件については2点のご質問をいただいております。1点目の「市の規定では予定価格が500万円以上の委託契約は一般競争入札であるが指名競争入札とした理由」ですが、「本案件は本来であれば一般競争入札で行うべき案件ですが、白井市入札参加適格者名簿の大分類「廃棄物処理」、中分類「一般廃棄物収集運搬」に登録がある者で、白井市の一般廃棄物収集運搬の許可を有している者が8者となっています。その内、一般廃棄物収集運搬の実績のある者が5者であり、参加者が限定されることから指名競争入札としました。

2点目の「過年度の受託会社」については、「前回(H24.5.1～H27.4.30)の契約相手は千葉クリーン(株)です。なお、本案件において指名しましたが契約にはいたりませんでした。」

以上で指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

ご意見、ご質問等ございますか。

《委員》

19ページのNo.109、廃棄物処理委託について、質問させていただきます。

500万円以上の案件ですが、指名競争入札とした理由について先ほど説明を受けましたが、こういったケースは指名競争入札でよいというような事

が規定にあるのかお聞きします。

《事務局》

確認して、後ほど回答させていただきます。

《委員長》

それでは、5分休憩といたします。

## 休 憩

《委員長》

再開いたします。事務局から先ほどの質問の回答をお願いします。

《事務局》

500万円以上の委託については、原則一般競争入札としているところですが、入札契約審査会で審議した結果、業者数が限られているといった先ほどの理由で指名競争入札にすることが決定されました。

さらに、市の基準の方で、金額に応じて指名業者数等もいくら以上は何者といったものもあるのですが、今回は業者数が限られていたので、先ほどのとおりの指名数となっております。

《事務局》

補足ですが、市の基準では、何者いるから一般競争入札、何者未満だから指名競争入札といった要件は無いものとなっております。

《委員》

その基準の中で、指名競争入札とやってもよいということが読めるということですか。

《事務局》

おっしゃるとおりで、指名競争入札にしてもよいということになっておりまして、その中でいくら以上は何者指名するといったことが定められております。

《委員》

わかりました。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

ありません。

#### 議題4 平成27年度上半期分の随意契約の審査について

《委員長》

それでは続いて、議題4平成27年度上半期の随意契約について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

次に議題4 平成27年度上半期分の随意契約の審査についてご説明いたします。

それでは、21ページをご覧ください。No.156「平成27年度図書館資料（備品費18節図書）の購入」についてご説明いたします。

執行理由は、「市民の生涯学習を支援するため、年間を通じ新鮮で豊富な魅力ある図書館資料を収集・整理・保存し、提供するため、図書館資料を購入するもの」です。

随意契約及び業者選定理由は、「図書は、新刊本が毎日発行されており、購入本及び購入額をあらかじめ設定することができない性質のものであることから、平成26年度に割引率を用いた見積り合わせにより納入業者を決定し、競争性の確保及び経費削減を図ったことから、平成27年度も引き続き（株）図書館流通センターを選定するもの」とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

金額につきましては、税込み設計金額2,222万4,297円に対し、契約金額は、本体価格から3%の割引率を差し引いた価格に別途消費税及び地方消費税を加える額となります。

22ページをご覧ください。

本案件に対するご質問を1点いただいております。「図書の卸売業者は多数存在すると思われるが、随意契約にした理由」につきましては、先ほどもご説明と重複しますが図書は、新刊本が毎日発行されており、購入本及び購入額をあらかじめ設定することができない性質のものであることから、平成26年度に割引率を用いた見積り合わせにより納入業者を決定し、競争性の

確保及び経費削減を図ったことから、平成27年度も引き続き㈱図書館流通センターと随意契約したものです。

なお、平成26年度は割引率2%での契約でしたが、平成27年度については、割引率3%での契約となっています。

以上で指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

《委員長》

ご意見、ご質問等ございますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

では、その他の質疑事項ということで事務局から説明をお願いします。

《事務局》

3点ほど入札に関するご質問をいただいておりますので、ここでご説明させていただきます。

34ページをお開きください。その他の質疑事項についてご説明いたします。

1点目「案件No.67～87については、500万円以上の委託業務で、一般競争入札であるが、最低制限価格の設定について」のご質問ですが、物品、賃貸借を除く一般競争入札については、市の基準により最低制限価格を設定しているところです。

2点目の「最低制限価格の算出式の公表の有無について」は、前回会議でのご意見を受け、市入札契約制度検討委員会で最低制限価格の算出式の公表について検討した結果、平成28年4月1日以降の公告から適用できるように公表することに決定したところです。

3点目の「測量コンサルタント業務についても500万円以上の委託業務と同様に最低制限価格を設定すべきでは」ということについては、前回会議でお答えさせていただいておりますが、測量等コンサルタントについては、建設工事業業者の経営事項審査のような客観的指標がなく、不良不適格事業者の排除が容易ではないため、品質の確保について懸念されことから、指名競争入札としているため最低制限価格の設定は行っていないところです。以上

です。

《委員長》

ご意見、ご質問等ございますか。

《委員》

これは、質問ではなく、私の意見として回答は不要です。

3番目の測量コンサルの最低制限価格設定についてですが、市のお考えとして、これはこれで理解できるのですが、一方で最低制限価格を設けるといふ趣旨は、ダンピング等の防止や品質の確保ということがありますけれども、そういう意味では、指名競争入札しているから心配が無いということではなくて、指名競争入札でも起こりえますので、これから議論の幅があるのではと思っております。これは、意見ですので回答は不要です。

《委員長》

事務局、趣旨はわかりましたか。

《事務局》

はい。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

ありません。

## 議題5 その他

《委員長》

それでは議題5その他について、事務局から何かありますか。

《事務局》

次の会議につきましては、例年どおり7月頃を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

《委員長》

最後に平成27年度上半期におきまして、市長に報告すべき不適切または改善すべき事項ありますでしょうか。

《委員》

ありません。

《委員長》

それでは、本日の審議事項が全て終了しましたので、平成27年度第2回入札等監視委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

《委員・事務局》

ありがとうございました。

午後3時30分終了